

○男鹿地区消防一部事務組合長期継続契約に関する条例

平成 22 年 3 月 31 日
条 例 第 1 号

改正 令和 6 年 3 月 27 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 車両又は電子計算機（ソフトウェアを含む。）、複写機その他事務機器の賃貸借契約及び保守管理契約
- (2) 庁舎等の管理業務の委託に係る契約
- (3) その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの又は毎年 4 月 1 日から経常的な役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたる契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるもので管理者が特に認めるもの

(契約の期間)

第 3 条 前条に規定する契約の期間は、5 年以内とする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成 22 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。